

東京学芸大学附属図書館ラーニングcommons利用に関する要項の一部改正について

改正理由：ラーニングcommons利用に係る申請内容の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(利用手続等)</p> <p>第5条 第2条第1号に規定するグループ・個人による学習での利用については、手続を不要とし、原則として利用の予約はできないものとする。</p> <p>2 第2条第2号及び第3号に規定するセミナー等の行事等（以下「セミナー等」という。）により利用する場合は、利用開始予定日の6月前から10日前までに、利用申請書（別記様式）を館長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">東京学芸大学附属図書館ラーニングcommons利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京学芸大学附属図書館長 殿</p> <p>・利用責任者</p> <p>所属 _____ 身分（教員・職員）</p> <p>氏名 _____</p> <p>※利用代表者を置く場合のみ以下を記入</p> <p>・利用代表者</p> <p>所属・学年 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____</p> <p>電話番号 _____ 電子メール _____ @u-gakugei.ac.jp _____</p> <p>・代表補助者（※やむを得ない事情により利用代表者が欠席する場合の代理者）</p> <p>所属・学年 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____</p> <p>電話番号 _____ 電子メール _____ @u-gakugei.ac.jp _____</p> <p>東京学芸大学附属図書館ラーニングcommons利用に関する要項に従い、下記のとおり</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(利用手続等)</p> <p>第5条 第2条第1号に規定するグループ・個人による学習での利用については、手続を不要とし、原則として利用の予約はできないものとする。</p> <p>2 第2条第2号及び第3号に規定するセミナー等の行事等（以下「セミナー等」という。）により利用する場合は、利用開始予定日の6月前から10日前までに、利用申請書（別記様式）を館長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">東京学芸大学附属図書館ラーニングcommons利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京学芸大学附属図書館長 殿</p> <p>利用責任者</p> <p>所属 _____ 身分（教員・職員）</p> <p>氏名 _____</p> <p>利用代表者 ※利用代表者を置く場合のみ記入</p> <p>所属・学年 _____ 学籍番号 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>電子メール _____ @u-gakugei.ac.jp _____</p> <p>東京学芸大学附属図書館ラーニングcommons利用に関する要項に従い、下記のとおり</p>

り利用を申請します。

記

[省略]

利 用 機 器	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ホワイトボード( 台) <input type="checkbox"/> マイク・スピーカー
	<input type="checkbox"/> 机・椅子( 台) <input type="checkbox"/> その他( )

※機器等持ち込みのものを使用する場合はその他に記入の上、ご相談ください。

[省略]

[省略]

附 則

この要項は、令和8年1月19日から施行する。

り利用を申請します。

記

[省略]

利 用 機 器	<input type="checkbox"/> プロジェクター (ホワイトボードに投影) <input type="checkbox"/> ホワイトボード
	<input type="checkbox"/> デスク( 台) <input type="checkbox"/> その他( )

※機器等持ち込みのものを使用する場合はその他に記入の上、ご相談ください。

[省略]

[省略]